

町内会長のための各種団体・委員資料集
（各種団体や行政関係）

令和 6 年度版

栄東まちづくりセンター

目 次

I 地区内等の各種団体について.....	3
(町内会関係)	3
1. 栄東連合町内会.....	3
2. 栄東地区まちづくり未来会議.....	6
3. 東区連合町内会連絡協議会.....	9
4. 東区女性部連絡会.....	10
5. 声かけあい、支えあう、ひがし区民協議会	10
6. 北海道町内会連合会.....	11
(福祉関係)	12
1. 地区社会福祉協議会について.....	12
2. 民生委員・児童委員・主任児童委員.....	14
(青少年、学校関係)	17
1. 栄東地区青少年育成委員会(長内学会長).....	17
2. 小学校スクールゾーン実行委員会.....	18
3. 中学校区青少年健全育成推進会.....	18
4. 地域学校協働活動推進事業(旧サタデースクール事業)	18
5. 成人の日行事実施委員会.....	19
6. ひがしく健康・スポーツまつり実行委員会	19
(地域安全関係)	20
1. 防火委員会.....	20
2. 東消防団栄分団.....	20
3. 地域安全活動推進委員(東警察署生活安全課所管)	21
4. 防犯協会(東警察署生活安全課所管)	21
5. 栄東交番連絡協議会(東警察署地域課所管)	21
6. 少年補導員.....	21
7. 暴力追放運動推進協議会.....	22
8. ひのまる少年消防クラブ.....	22
(交通安全)	23
1. 交通安全運動推進委員会(小倉利彦・会長)	23
2. 栄東地区交通安全運動推進委員会(小倉利彦・会長)	23
3. 栄東地区交通安全母の会(杉澤靖子・会長)	24
4. 交通安全指導員.....	24
5. 交通安全協会(東警察署交通第一課所管)	25
(その他)	27

1.	クリーンさっぽろ衛生推進協議会.....	27
2.	日本赤十字.....	27
3.	共同募金会栄東分会.....	29
4.	栄東地区統計調査員協議会（氏家俊春・会長）	30
5.	自衛隊協力会.....	30
6.	食生活改善推進協議会.....	30
7.	健康づくり推進協議会.....	30
8.	スポーツ推進委員会.....	31
9.	老人クラブ.....	31
II	補助金・助成金（町内会関係）、その他	32
1.	住民組織助成金.....	32
2.	ごみステーション管理機材の購入費助成(令和4年度から増額)	34
3.	さぼーとほっと基金.....	35
4.	札幌市地域活動保険.....	35
5.	町内会アドバイザー派遣制度.....	38
6.	表彰制度.....	38
7.	個人情報の取り扱いについて.....	41

I 地区内等の各種団体について

(町内会関係)

1. 栄東連合町内会

(1) 概要

連合町内会は、地区内の単位町内会の連合体である。栄東地区は、昭和 59 年 4 月に東 8 丁目北光線を境界に栄連合町内会を東西に分割して発足している。前身の栄連合町内会は、昭和 39 年北栄連合町内会から札幌新道を境に分離独立して創設している。

現在は、37 町内会（借上市営住宅廃止で 1 団体が R4.3 解散）で構成し、単位町内会が単独で行うよりも、連携・協力することによって効果的、効率的に地域課題を解決するための各種事業を実施している。また、東区役所や東警察署などの関係機関と連携協力しながら、地域の環境美化や交通安全、防犯、防災活動、青少年の健全育成、高齢者が安心して暮らせるまちづくりなどを進めるため、関係機関が設置する各種団体に代表を送るとともに運営に要する費用を負担したり、要望活動や情報共有、協働事業、研修などを行ったりしている。

◆主な連携団体

東区連合町内会連絡協議会（区内 10 地区の連合町内会で構成）、ひがしく健康スポーツまつり実行委員会、成人の日行事実行委員会、北海道町内会連合会、東区社会福祉協議会、東区共同募金会、日本赤十字札幌本部、市民憲章推進会議、ラジオ体操連盟、東区クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会、東区防火委員会、東区交通安全運動推進委員会、連町女性部連絡会、自衛隊協力会、東防犯協会、東警察署及び同栄東交番、栄東地区小中学校 8 校（スクールゾーン実行委員会、青少年健全育成推進会）、東区消防団栄分団など。

◆区レベルの協働事業

- 成人の日行事（地区の成人数に応じて負担金を支出）
- ひがしく健康・スポーツまつり（一定基準で負担金支出。R5 は 91,000 円）

◆要望活動例

- ゴミステーションと車の接触事故のため、保険創設を市長意見交換会（H30.11）で要望、R5 年 7 月地域ボランティア保険創設。
- 日の丸会館老朽化に伴い、学校併設の地区会館を栄東地区に新設するよう要望（R3.2.3）。栄東小建て替えに併せて複合化の見込（R5.2 栄東地区学校配置検討委員会を設置、協議中）。
- 令和 4 年豪雪に伴い、除雪・排雪を抜本的に改善するよう要望（R4.3.18）※いずれも札幌市長あて。前者は市民文化局長、後者は建設局長と面談して提出した。

(2) 目的

町内会相互の連絡と親睦を図り、併せて地区の発展並びに地域住民の環境、福祉及び体育等の向上に寄与する（会則第 3 条）。

(3) 事業

(2)の目的を達成するため以下の事業を行う（会則第4条）

1	町内会相互の連絡と親睦を図るために必要な事業。
2	防犯、防火、交通安全、治安及び公害環境衛生等に必要な事業。
3	文化、体育及び青少年の育成に必要な事業。
4	その他住民の福祉増進と地域開発促進に必要な事業。

(4) 役員（会則第7、8条）

役 職	職 務 内 容	
会 長	代表者（1名）	
副 会 長	会長の補佐、会長に事故があるときはその職務を代行（若干名、現在は2名）	
総 務 部 長	庶務及び地域開発等、他の部に属さない事項	
会 計 部 長	経理 以上四役	
会 計 監 査	監査（2名）	
分 区 長	分区の代表者（4名）、分区内の調整など	
専門部長 注）防火防犯部、交通部は副部長1名、女性部は副部長3名	青少年体育部長	青少年の健全育成及び保健体育向上
	衛 生 部 長	環境衛生及び公害対策
	防 火 防 犯 部 長	地域の防火・防災及び防犯
	交 通 部 長	地域の交通安全
	社 会 福 祉 部 長	各種募金活動及び社会福祉
女 性 部 長	女性活動の向上	

注）副部長は必要に応じて若干名設置

(5) 運営方法

連合町内会の事業計画、収支予算（完了後の事業報告、決算を含む）は、栄東地区内37町内会の代表や役員が出席する年1回の定期総会（代表者定数111名）の決定を経て執行されている。また、企画立案・報告にあたっては、年4回開催する町内会長会議の審議を経るなど事前の情報共有を図って運営を行っている。

(6) 分担金（会則第15条）

本会の運営に要する必要経費は、分担金、市の助成金・補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

分担金は毎年度予算で決定する（100世帯の町内会であれば年間11,000円）。

令和5年度は110円×加入世帯。毎年6月ごろ連合町内会経由で助成される札幌市の住民組織助成金と相殺する形で負担している。

〔分担金の内訳〕

連町負担金＝100円（加入1世帯当たり）。区民行事分担金＝10円（加入1世帯当たり）。

(7) 区域（会則第2条）

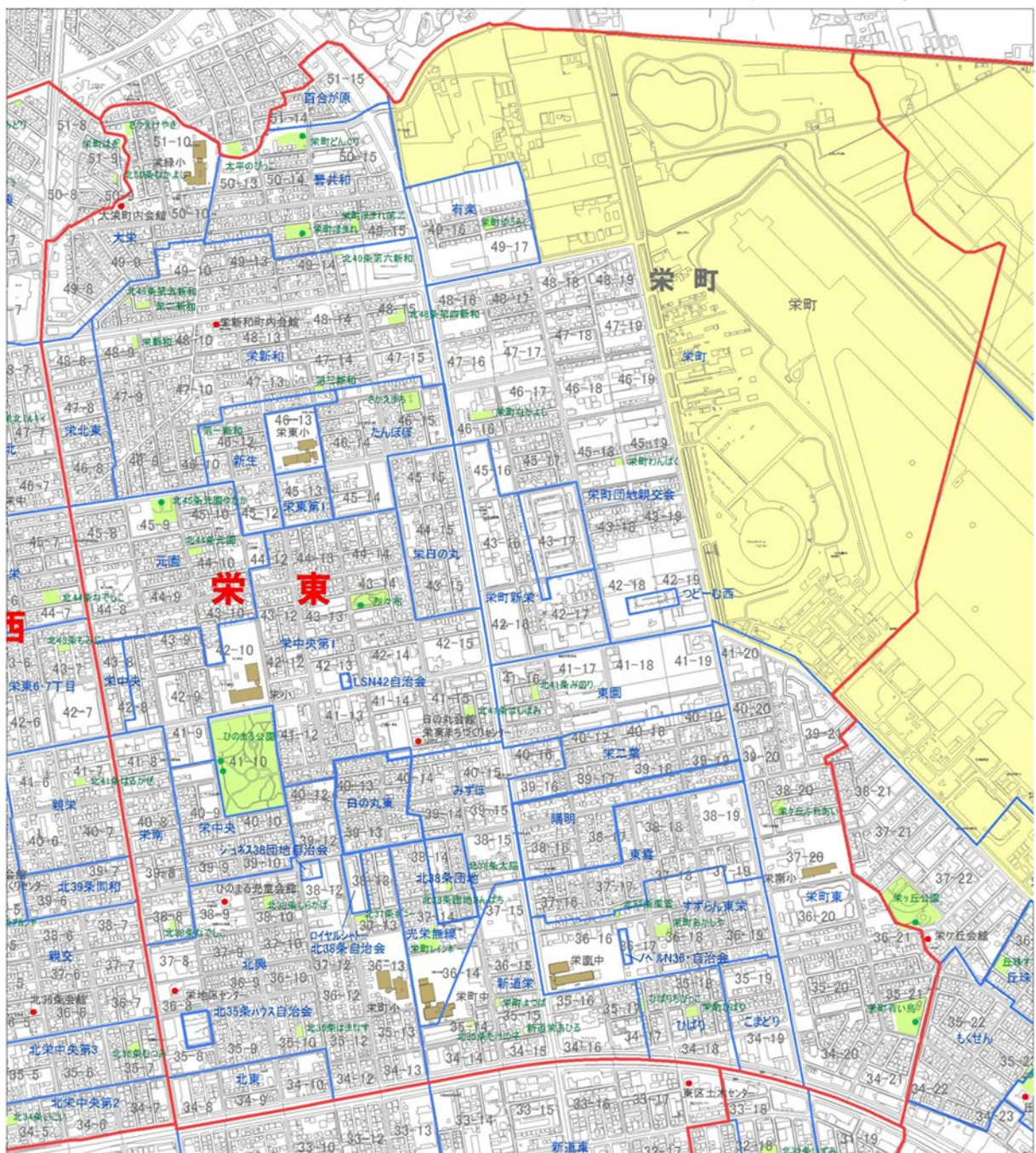
北34条以北、東8丁目以東で、次頁の図の区域とし、その区域内の町内会をもって組織する。

(8) 当面の課題（日の丸会館の地区会館化について）

連合町内会をはじめ、地域団体の活動拠点として日の丸会館の役割は大きい
が、昭和 59 年竣工（築 38 年）で老朽化が進んでいる。地区の地主層が中心に
なって資金を集め建設したが、運営委員の高齢化も進み、建替意向がなく、早
晩解体撤去により活動拠点を失うことになる。

このため、連合町内会として地区内の学校改築に合わせて、学校との複合化
による地区会館建設を札幌市に要望し、現在複合化の検討中である。

地区会館の建設費用は札幌市負担であるが、竣工後の会館利便性向上のため、
備品購入等の追加費用（例：映像装置やカラオケ設備、会議用・厨房備品
等）としてある程度資金が必要という考えから特別会計の積立金を増やすこと
としている（令和 3 年 3 月の町内会長会議に提案了承、積み立て中）。



2. 栄東地区まちづくり未来会議

(1) 概要

地域ぐるみで子どもの健全育成を図ることを目的に、地区内で子どもにかかわる活動を行っている団体や関係機関など41団体によって、平成16年10月7日に栄東地区子ども未来会議が発足した（現在、構成は60団体・機関）。

本会議では各種団体間の情報交換を行うとともに、共通の課題に対する解決策が協議されており、当地区のまちづくり協議会と位置づけている。

令和2年5月には、地区の向こう10年間のまちづくりの指針となる「栄東地区まちづくりビジョン」を策定し、ビジョンによるまちづくりの守備範囲拡大に伴い、令和3年4月1日から「栄東地区まちづくり未来会議（以下「未来会議」という。）」と改称した。

◆栄東地区まちづくりビジョンの基本目標

- 目標 1 安全安心に暮らせるまち
- 目標 2 子どもが健やかに成長できるまち
- 目標 3 高齢者が安心して暮らせるまち



▲栄東地区まちづくり未来会議のホームページ。地域の情報を発信中

(2) これまでの主な事業

未来会議での協議をもとに、地域主体の子育てサロン「ひのまるちびっ子らんど」、「グリーンピース」の開設や栄東地区市民パトロール隊「まもろーる隊」の結成といった具体的な事業につながっている。

また、平成 19 年度から地区の子ども情報紙「栄東げんきっ子」を発行しているほか、情報交換・情報交流の場として研修会（懇親会）を開催している。さらには、幼児・児童向けの「ひのまるちびっ子なつまつり」を実施している。

平成 27 年度から「栄町元気プロジェクト」（平成 18 年 12 月に発足）を子ども未来会議に統合し、地域活動の活性化と、連合町内会内の関係団体や企業が相互に情報提供・情報交換・情報共有できる場としての発展充実を図っている。同プロジェクトでは、地下鉄栄町駅周辺環境美化と違法駐輪抑制を目的にプランタを設置する花いっぱい事業や地下鉄栄町駅周辺のにぎわいを高め、雪まつりを盛り上げる雪まつりウエルカム事業として、つどーむ会場への中雪像設置や雪像前での記念撮影のお手伝いをしている（R2～5 年、新型コロナの影響で休止し、R6.2 から再開している）。

(3) 栄東まちづくりセンターの自主運営（札幌市から管理運営を受託）

「栄東地区まちづくりビジョン」の実現のための持続的な財源（地域交付金）と栄東まちづくりセンターの地域防災拠点としての常設活用などをねらい、令和 2 年 11 月 11 日の臨時総会で受託を決定し、令和 3 年 4 月 1 日から運営を開始している。

職員は、センター長（フルタイム）と副センター長・主任（週 30 時間勤務）を雇用し、人件費、事務費は、札幌市からの委託費で賄っている。

◆自主運営のメリット

- 地域のニーズに沿った長期的できめ細かなセンターの運営確保
- 未来会議、連合町内会等の常設事務局として利用可能
- 地域が防災拠点としてセンターを開設し活用できるため機能が向上
- 職員が短期の入れ替わりがなく、信頼関係と業務の継続性を確保
- 地域交付金を毎年 245 万円受給（※区補助金は別途 100 万円で地区まちづくりビジョン実現に活用）
- 栄東地区まちづくりビジョンに掲げる諸団体の事業の充実（交付金活用）
- 連合町内会事業の財政負担軽減

◆自主運営のデメリット

- 市政情報の迅速な収集が困難（例えば、計画前情報など）
- まちづくりセンター職員の継続的な確保と受託運営責任
※まちセン事務の行政責任は「札幌市」、運営責任は「未来会議代表」
- まちづくり活動の活性化による新規事業の業務負担増

(4) 令和5年度の事業

札幌市の地域交付金と東区助成金、連合町内会の負担など合計 368 万円余を原資に次のような事業を実施予定。

安全安心に暮らせるまち	防災体制構築事業
	安全安心強化事業
子どもが健やかに暮らせるまち	地域の伝統行事復活プロジェクト
	子どもたちのレクリエーション事業
	I C T活用による情報発信事業
	子どもに対する情報発信事業
	ちびっこなつまつり事業
	雪まつりウェルカム事業
高齢者が安心して暮らせるまち	高齢者等健康づくり事業
	高齢者の居場所、サロンづくり事業
	花いっぱいプロジェクト事業

注) うち連合町内会負担は 14 万円 (R5 実績。連合町内会の既存事業を取り込んでおり、連合町内会の予算はかなり軽減されている)

(5) 構成団体(60 団体)

栄東連合町内会、栄東地区社会福祉協議会、栄東地区福祉のまち推進センター、栄東地区民生委員・児童委員協議会、栄東地区青少年育成委員会、栄東地区少年補導員会、東区地域子ども会育成連絡協議会、東区保護司会栄分区、栄東地区交通安全運動推進委員会、交通安全指導員会栄東支部、東交通安全協会栄東支部、栄東地区日赤奉仕団、栄東地区地域安全活動推進委員、栄東交通安全母の会、子育てサロン「スターキッズ」、札幌あかしや幼稚園、認定こども園札幌愛珠、日の丸保育園、栄町マスカット保育園、栄町あおぞら保育園、幼保連携型認定こども園しらゆき夢、幼保連携型認定こども園さっぽろ夢、札幌市ひのまる児童会館、札幌市栄小ミニ児童会館、札幌市栄東小ミニ児童会館、札幌市栄緑小ミニ児童会館、札幌市立栄小学校父母と先生の会、札幌市立栄東小学校父母と先生の会、札幌市立栄南小学校父母と先生の会、札幌市立栄町小学校父母と先生の会、札幌市立栄緑小学校父母と先生の会、札幌市立栄中学校保護者と先生の会、札幌市立栄町中学校保護者と先生の会、札幌市立栄南中学校父母と先生の会、札幌市立栄東小学校、札幌市立栄南小学校、札幌市立栄町小学校、札幌市立栄緑小学校、札幌市立栄中学校、札幌市立栄南中学校、札幌市立栄町中学校、札幌市東老人福祉センター、コミュニティドームつどーむ、特定医療法人とこはる東栄内科クリニック、イオン北海道(株)イオン札幌栄町店、(有)南保商事、(株)北洋銀行栄町支店、(株)北海道銀行栄町支店、旭川信用金庫栄町支店、ホテル ユキタ、北海道札幌方面東警察署生活安全課、北海道札幌方面東警察署栄東交番、札幌市東消防署警防課栄出張所、札幌市東区保健福祉部健康・子ども課、ちあふる・ひがし東区保育子育て支援センター、栄東まちづくりセンター、栄町中央商店街振興組合、東区第三地域包括支援センター、

介護予防センター栄・丘珠

注) 単位町内会は、構成団体の中心である連合町内会の構成員として密接に関係する団体である。

(6) 運営委員会

未来会議は、まちづくりセンターの運営受託で経営責任が生じることから、構成メンバーについて、経営責任を負う運営委員（計画、予算、役員などの決定権限をもつ）と事業を協働で行う協力委員に区分した（令和3年4月1日から）。運営委員は、次のとおりである。

委員構成	委員数	委員構成	委員数
栄東連合町内会会長	1	栄東地区民生委員・児童委員協議会副会長	2
栄東連合町内会副会長	2	栄東地区社会福祉協議会会長	1
栄東連合町内会総務部長	1	栄東地区福祉のまち推進センター運営委員長	1
栄東連合町内会会計部長	1	栄東地区福祉のまち推進センター事務局長	1
栄東連合町内会青少年体育部長	1	栄東地区青少年育成委員会会長	1
栄東連合町内会交通部長	1	栄東地区青少年育成委員会副会長	2
栄東連合町内会防火防犯部長	1	栄東地区交通安全運動推進委員会会長	1
栄東連合町内会衛生部長	1	栄東地区交通安全母の会会長	1
栄東連合町内会社会福祉部長	1	東交通安全協会栄東支部長	1
栄東連合町内会女性部長	1	東区交通安全指導員会栄東支部長	1
栄東連合町内会監査	2	栄東地区日赤奉仕団分団長	1
栄東地区民生委員・児童委員協議会会長	1	委員合計	27

※青少年育成委員会は現在副会長が1年のため、現員26名

3. 東区連合町内会連絡協議会

(1) 概要

区内各連合町内会相互の連絡と親睦を図り、これらをとおして区の町内会活動を意義あるものとし、併せて区の発展を図る。

[事業]

- 札幌市が町内会をとおして行う行政に対する協力態勢を確立する
- 札幌市が町内会をとおして行う行政上の各種行事又は事業に対する基本的計画に、必要に応じ参画し、協力態勢を推進する
- 東区発展のための区民の要望事項を集約してその実現を図るなど

(2) 構成員（区内10地区の連合町内会の会長）

鉄東地区連絡協議会、北光連合町内会、北栄連合町内会、栄西連合町内会、栄東連合町内会、元町まちづくり連合会、伏古本町連合町内会、丘珠連合町内会、札幌地区自治連絡協議会（札幌連合町内会、東雁来連合町内会、中沼連合町内会の連合）、苗穂連合町内会

なお、栄東連合町内会の負担金 20,000円

(3) その他

- ① この会議には、東区長、区の各部長や関係部局職員が出席し、札幌市の事業・施策などはこの場で説明などがなされることが多い。
- ② 会長などの研修、年に1回市長との意見交換会が実施されている。
- ③ 毎年2月ごろ市長が札幌市の予算事業を説明する行政懇談会が開催され、その後の市長が出席する「連合町内会長懇談会」を各区の連絡協議会が持ち回りで開催する。

4. 東区女性部連絡会

(1) 概 要

区内の連合町内会女性部長の連絡会議。各種行事の協力や研修会などを実施している。

なお、栄東連合町内会の負担金 10,000 円

[協力行事例]

- 健康づくり実行委員会：ウォーキング運動を展開、健康づくりフェスティバル（区民センター年1回）への参加
- ひがしく健康・スポーツまつりへの参加
- 小学校への雑巾の寄贈（東区全体の取り組みとして実施。R2～R5は中止）
- 盲導犬チャリティバザー（構成団体による日用品や手作りアクセサリーなどをバザーで販売し、収益金を公益財団法人北海道盲導犬協会に寄付するイベントに参加。年1回秋ごろに開催）への参加

(2) 構 成

東区内連合町内会の女性部長

5. 声かけあい、支えあう、ひがし区民協議会

(1) 概 要

東区のまちづくりに関係する団体、学校、企業等の連携と、行政との協働により、それぞれの特性を生かしながら地域課題の解決に取り組み、人々のつながりを広げ、深めて、東区の統制を生かしたまちづくりを進めることを目的として、東区が中心になって設立した（R3. 3. 24 名称変更）。「あいさつ・声かけ」をとおして、地域にお住まいの皆さんがお互いに支えあい、見守りあうことができるような、より一層「安心で安全に暮らせるまち」を目指している。

(2) これまでの主な事業

- ① 地域住民や関係団体による「あいさつ声かけ運動」の実施
- ② 区民自らが主体的に取り組んでいる防災、防犯、交通安全に関する活動を支援

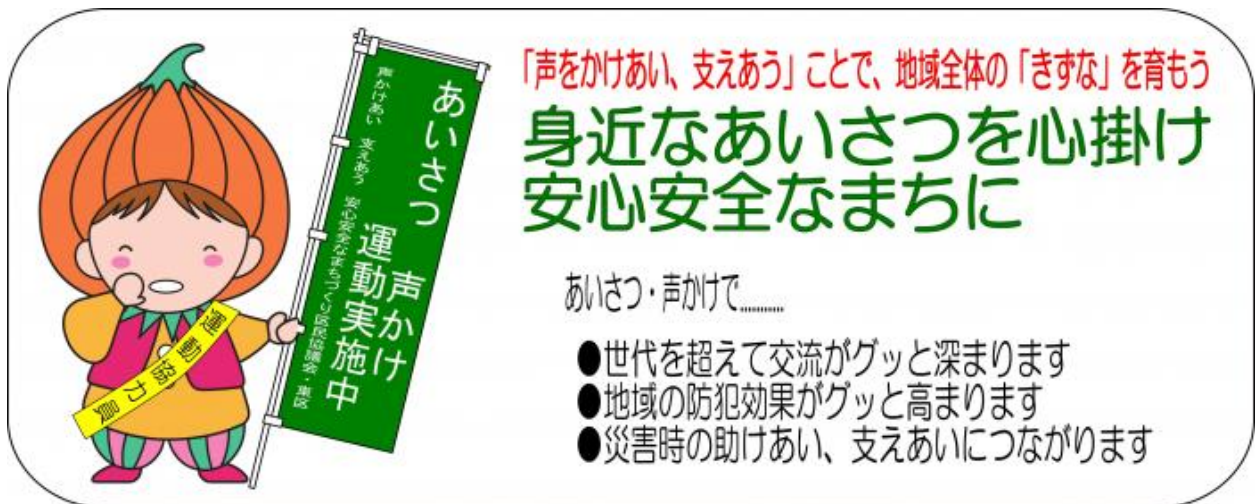
注）連合町内会や分区で実施してきた HUG、DIG、避難所運営訓練などはこの団体の支援で実施していた。

(3) 構 成

区内の連合町内会、東消防団、東区防火委員会、東区災害防止協力会、日赤奉仕団、各連町防犯部、東防犯協会連合会、東地域安全活動推進委員会連絡協議会、東区青少年育成委員会連絡協議会などのまちづくり実践団体 66 団体と協力団体 17 団体。

(4) 負担金

区の予算等で運営しているため、連合町内会としての負担はない。



6. 北海道町内会連合会

(1) 概要

道内の市区町村を単位とした連合町内会等による【正会員】、単位町内会・自治会による【準会員】で構成される。道内の町内会活動の活性化を図り、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざして事業を行っている。

栄東連合町内会は正会員（令和5年度会費＝18,070円（決算））。

(2) 加入のメリット

会員相互の助けあいの事業の道町連共済に単位町内会を含めて加入できる（連町未加入だと共済加入には準会員になる必要がある。準会員の会費は200世帯未満の町内会が3,000円+1世帯あたり1円、200世帯以上の町内会が5,000円+1世帯あたり1円）。

また、町内会活動に関する情報提供があるほか、表彰制度や研修会の開催がある。

(福祉関係)

1. 地区社会福祉協議会について

(1) 設置目的 地区内住民の福祉増進や明るく思いやりのある地域社会の形成

(2) 主な事業

市社協、区社協との連絡協調、地域団体相互の連絡協調、社会福祉事業の総合企画、各町内会との連絡、共同募金、日赤社資等への協力など

また、連町福祉事業・健康づくり活動や福祉のまち推進センター運営を担う。

(3) 区社協賛助会費・地区社協賛助会費

これまで東区社会福祉協議会の賛助会費は、町内会や個人が納めた会費の約8割が地区社協に還付されていた。このうち6割相当は翌年度町内会に還付して町内会で活用され、2割相当は地区社協や福まちの財源になっていた。

令和3年度からは、区社協への賛助会費募集の積極的な協力は取りやめ、栄東地区社会福祉協議会賛助会費を創設した。

◆地区社協賛助会費の目的

栄東地区は高齢者人口が25%を超える時代を迎え、一人暮らしの高齢者の安心な暮らしを守り、介護予防や健康づくりを推進するため、見守り関係事業はもとより、介護予防センターと連携した健康教室開催や老人クラブ、サークル活動を支援して新たな居場所づくりを促進するなど、「高齢者が安心して暮らせるまち」を目指すために安定的な財源を確保する。

◆賛助会費の額 1口2,000円として次のとおりご協力を依頼。

① 町内会150世帯未満の場合は1口2,000円から

② 同150世帯を超える場合は2口4,000円から

◆賛助会費の実績 128,000円（令和5年度）

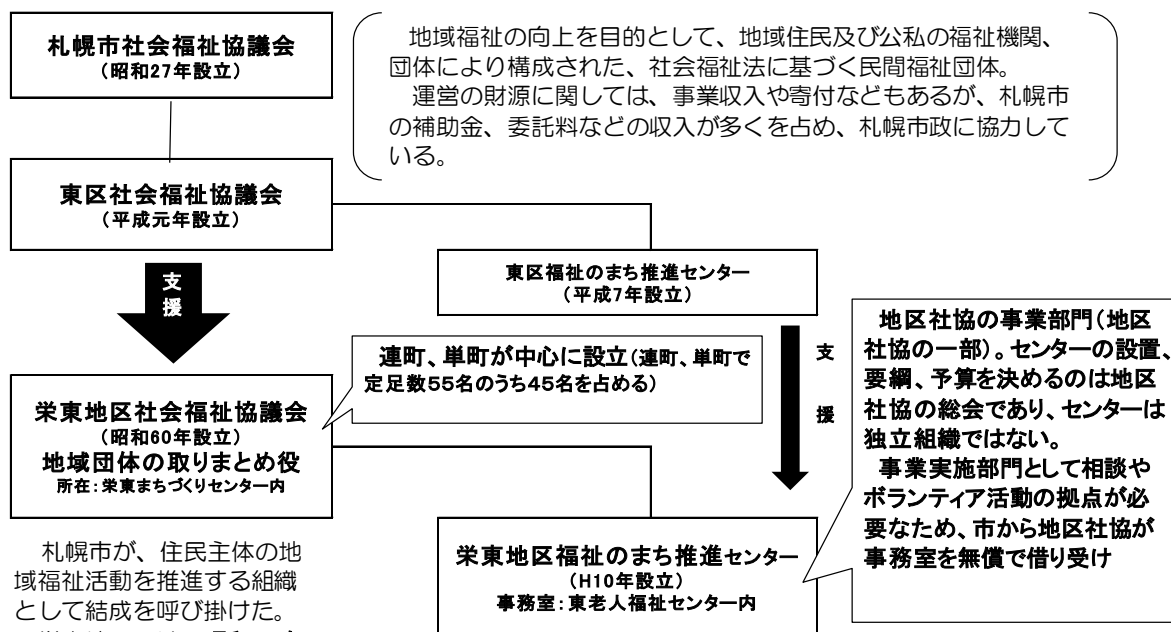
(4) 構成

連合町内会会長及び一部役員、町内会長、民生委員・児童委員協議会会長及び委員の一部、青少年育成委員会会長、老人クラブや日赤奉仕団の代表等

(5) 役員等（慣例的にあて職、定足数48名で連町、町内会が42名を占める）

役	職	参	考			
会	長	栄東連合町内会長				
副	会 長	4	名	民児協会長（福まち運営委員長）、連町副会長、連町社会福祉部長、老人クラブ会長		
総	務	担	当	理	事	現在は、福まち事務局次長（過去連町総務部長の例も有）
会	計	担	当	理	事	連町会計部長
監	査	連町監査				
委	員	連町役員7名、育成委員1名、民児協・福まち運営委員4名、日赤分団長				
会	員	上記重複者を除く25名				

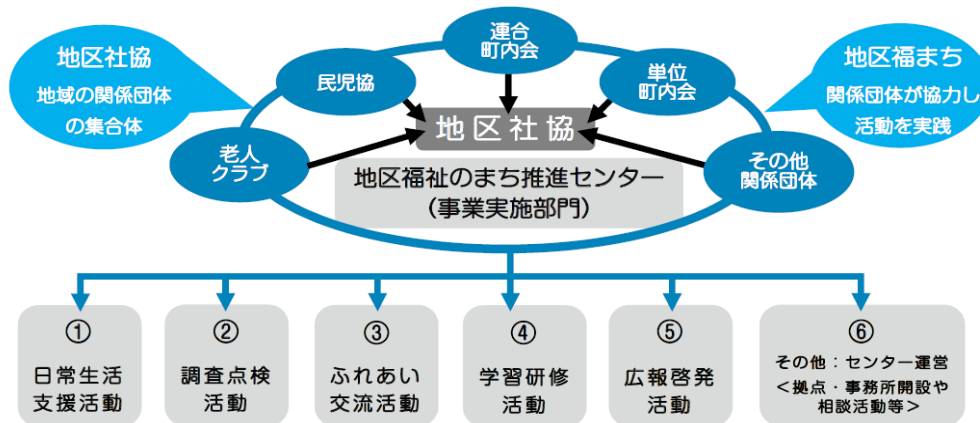
地区社協と福祉のまち推進センターの関係



札幌市が、住民主体の地域福祉活動を推進する組織として結成を呼び掛けた。栄東地区では、**昭和60年に連合町内会、単位町内会が中心となって設置**に至る。

札幌市、市社協の支援のもと、地域の福祉事業を**具体的に展開する事業**として発足。地区社協における**地域団体間の協力関係を具体化し、地域での支えあいを実践する「事業実施部門」**としての役割をもつ。

注) 札幌市、市社協が設置を呼びかけ、地区社協が設置



【Q&A】

Q:福祉のまち推進センターでは、町内会に活動委員会をつくることになっています。なぜ、町内会の組織を福まちが勝手に決めているのでしょうか？

A:まず、「活動委員会」は組織ではなく、**会議の名称**にしかすぎません。たとえば、ある町内会では福祉部長が部の構成員や福祉協力員と会議したり、町内会内の福祉活動や見守りをしていたとします。それを「活動委員会」と位置づけているにすぎません。

また、**福まちの要綱は、地区社協の総会で制定**しています。よって、**地区社協の構成員である町内会長の賛同のもとで制定**されたものです。**福まちの委員会は、ゆるやかに結びついた会議体**とお考えになるとよろしいでしょう。

福まちの運営委員長は、町内会に何かを命ずるといった権限はなく、会議を開催して情報交換や共有の音頭をとっているにすぎません。福祉のまち推進センターは、独自の事業(見守り、交流、研修など)を行うほか、地域団体の連携を進めたり、優れた事例を共有し、広めることを目的とし、構成団体に上下関係のある縦型の組織ではありません。

(6) 地区福祉のまち推進センターの設置

地区社協の目的を効果的に実施する事業部門として、栄東地区福祉のまち推進センターを設置。市からの特定目的の助成金、共同募金助成金などを財源に地区社協の特別会計を設けて事業を実施している。

■令和5年度事業：福祉マップづくり、子育てサロン、研修、健康づくり、介護予防活動、一人暮らし高齢者の交流会（食事会）、相談、福祉除雪協力など。

■センターの役職、委員会

- 事業部門として運営委員会（委員長は民児協会長）と事務局を設置（町内会長は運営委員）
- 町内会に活動委員会を設置（福祉関係役員、協力員の会議等）
- 活動委員長会議（町内会の福祉関係役員など）で情報交換など実施

2. 民生委員・児童委員・主任児童委員

(1) 民生委員・児童委員

地域住民の立場に立って、福祉に関する相談や支援、福祉サービスの情報の提供などを行い、それぞれの担当地域において、地域福祉推進の担い手として活動する。民生委員法に基づき、札幌市長の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱されている。また、児童委員を兼ねている。

概ね330世帯に1人を基準に委嘱されている。

任期は3年で直近では2022年12月1日が一斉改選で任期は2025年11月30日までである。欠員の場合は、残任期間を任期として補充する（4月、8月、12月に補充するため、該当地区の町内会長には推薦依頼がある）。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近にあって相談や支援を行い、守秘義務などの義務を負うため、必ずしも民生委員・児童委員をやりたい人が適任とは言えず、普段の町内会活動で地域事情や人材について精通している町内会の推薦が不可欠である。このため、一斉改選や補充委員の推薦については町内会を通じて行っている。

■年齢要件

年齢要件		
新任	原則	満30歳以上、満72歳未満
	特例	満72歳以上、満75歳未満
再任	原則	満30歳以上、満75歳未満
	特例	満75歳以上、満78歳未満

(2) 主任児童委員

民生委員・児童委員の中から、厚生労働大臣が指名する。地区を担当する児童委員や、児童福祉関係機関と連携して、特に児童福祉に関する専門的な活動を行う。

■年齢要件

	年齢要件
新任	満30歳以上、満60歳未満
再任	満30歳以上、満63歳未満

(3) 民生委員の具体的な活動例

札幌市や関係機関と連携しながら、様々な活動を行い、これらの活動を通して知り得た個人の秘密を守ることが義務付けられている。

〔主な活動〕

- ① 70歳以上の方の健康状態や世帯状況、緊急時の連絡先等についての調査活動
- ② 一人暮らしの高齢者に対する見守り活動
注) 原則、近隣に親族がおらず、介護保険サービスを利用していない方を対象
- ③ 福祉に関する情報の提供や関係機関への連絡
- ④ 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の児童相談所への連絡
- ⑤ 福祉のまち推進センターや町内会等と連携した地域福祉活動
- ⑥ 子育て中の家庭への支援や、子どもたちの成長のための地域活動

(4) 報酬

無報酬で、日常活動に必要な費用（交通費、電話代等）が若干支給される。年間 60,200 円で 2 回に分けて交付（ここから地区の民生委員・児童委員協議会の研修費、新年会費を一部負担しているため委員の手元に残る活動費は R5 実績で年間 45,000 円程度である）。

(5) 栄東地区民生委員・児童委員協議会

地区内の民生委員・児童委員が連携、協力し合うことで、必要な知識や技術等の向上を相互に促進することを目的として組織されている。

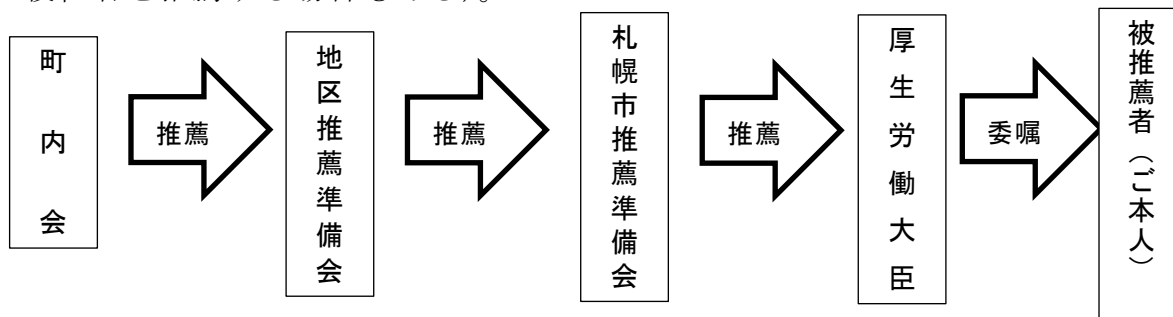
区（保健福祉課）が地区民児協の規模に応じた活動費を助成（令和 5 年度 28 万円）し、地区の各民生委員・児童委員からの負担金で運営している。

栄東地区の民生委員・児童委員 定数 39 名（欠員 5 名、令和 6 年 5 月末現在）
主任児童委員 定数 3 名

(推薦方法)

地区ごとに地区民生委員・児童委員推薦準備会を結成する。栄東地区の委員は、栄東連合町内会会長、栄東地区民生委員・児童委員協議会副会長、栄東地区青少年育成委員、教育関係者（1名）、有識者（1名）、東区保健福祉部長の6名で構成する予定（令和4年8月発足）。

推薦候補者は、地域にお住まいの方で地域の実情をご存じで、地域住民の方が気軽に相談に行けるような方を想定しているため、多くは町内会の推薦により、推薦準備会の審議を経て、札幌市に推薦を行う（一部、退任する民生委員・児童委員が後任者を推薦する場合もある）。



(青少年、学校関係)

1. 栄東地区青少年育成委員会(長内学会長)

(1) 概要

青少年の健全な育成に関する実践活動を推進するため、札幌市青少年育成委員会規則等に基づき、地区ごとに青少年育成委員会が組織されており、区（地域振興課）が活動費を助成している。

事業としては、青少年の健全な育成のための啓発活動及び学習会の開催、青少年を対象としたスポーツに関する事業及び文化事業、子ども会その他の青少年団体の結成促進及びこれらの団体の活動に対する協力、青少年に有害な環境の把握及びその排除活動、青少年の非行化防止に関する各種活動等を行っている。

(2) 委員の要件

- ① 青少年の育成及び指導に熱意を有している方
- ② 65歳以下の方。ただし、心身ともに健康で実践力を有し、かつ青少年の育成及び指導に経験豊富な方はこの限りではない。
- ③ 当該地域に居住している方、又は当該地域内の学校・企業等に勤務している方。

注) 任期は3年で令和8年3月末まで

(3) 選任方法

札幌市青少年育成委員会委員は、各地区にある札幌市青少年育成委員会委員推薦会が、委員として適任と思われる方を候補者として推薦し、それを受けて市長が選任する。

(4) 栄東地区青少年育成委員会委員推薦会

令和5年1月1日～令和7年12月31日の任期。連町会長ほか9名で構成している。

(5) 主な活動

- ① 子どもたちの社会参加・体験の機会の提供（スポーツ、文化、レクリエーション事業等）
- ② 子どもたちの安全・安心（地域安全パトロール、有害な環境の排除、地域安全マップづくりなど）
- ③ 研修会の開催及び参加
- ④ 地域団体との連携（町内会、学校、PTA、民生委員、スポーツ推進委員、子ども会、保護司など）
- ⑤ 令和5年度の子ども参加の主要事業
夏休み日帰りツアー（7/26）、遊びのひろば（1/11）、雪中運動会雪フェスタ（2/17）

(6) 活動費

市交付金407,000円ほか、助成金、栄東地区まちづくり未来会議地域交付金、連合町内会の交付金など

2. 小学校スクールゾーン実行委員会

(1) 概 要

小学校、一部の幼稚園のスクールゾーン内の交通事故防止を目的として結成されたもの。交通安全指導や集団下校訓練などを実施（栄東地区には 5 団体）。年 2 回程度の会議がある。

会長は一般的には小学校 PTA 会長が務めている。

最近では、交通安全のみならず、不審者などへの対応など児童の安全全般に活動が広がっている。

(2) 構 成

連合町内会の交通部長、交通安全運動推進委員会、校区内の町内会、学校及び交通安全関係団体の代表者等

(3) 活動費

市交付金 27,000 円。町内会の負担はない。

3. 中学校区青少年健全育成推進会

(1) 概 要

中学校単位で生徒の健全育成・非行化防止を地域ぐるみで進めることを狙いに組織している（栄東地区には栄中学校、栄南中学校、栄町中学校に 3 団体）。年 1、2 回の総会・会議、研修会

(2) 構 成

学校、PTA、青少年育成委員会委員、町内会関係、民生児童委員、保護司などで組織。

(3) 活動費

市の補助金など年 70,000 円。事業は交流、研修、パトロールなどで中学校ごとに異なる。

4. 地域学校協働活動推進事業（旧サタデースクール事業）

地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりによる教育の実現を目指した地域学校協働活動である。地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを、休日や放課後、授業時間などに、学校施設等を活用して実施している。

栄東地区では、平成 30 年度から栄南小と栄南中の学校関係者や町内会、PTA やおやじの会などが栄南地域連携会議を組織している（校区内の町内会長も参加している）。

この一環で開催した「栄南ぼんおどり体験」は地域と学校、そして子どもたちが作り上げた大イベントとして 1000 人近い参加があった。令和 2 年度～4 年度は新型コロナの影響で中止した。令和 5 年 7 月には、栄南盆おどりを開催している（6 年度は未定）。

5. 成人の日行事実施委員会

(1) 概 要

成人式の実施にあたり、地域を挙げて新成人の門出を祝い、新成人の心に残る式典とする趣旨から青少年育成委員が中心となって組織している委員会である。区地域振興課からの補助金のほか、区によっては地区負担金や企業からの協賛金を集めて開催している(例年新成人の6割弱が出席している)。

(2) 地区からの委員 連合町内会長、青少年育成委員会会長

(3) 連合町内会の負担金 (令和5年度)

71,000円

注) その年度に成人式を迎えるその地区の成人数で案分して負担金を決定

注) 令和2年度は新型コロナの影響で中止。令和3年度から再開し、令和5年度は6年1月7日に北ガスアリーナ札幌46で実施(栄東地区の新成人は令和5年度302名)。

6. ひがしく健康・スポーツまつり実行委員会

(1) 概 要

東区連合町内会連絡協議会、東区役所、(一財)さっぽろ健康スポーツ財団が主催して、毎年秋に実施する健康・スポーツ関連のイベント。

東区内の連合町内会、大学、専門学校、区、さっぽろ健康スポーツ財団などで実行委員会を組織している。

(2) 開催日 令和6年度10月20日(日)の予定

(3) 会 場 毎年つどーむであるが新型コロナの令和3年度は集合では実施せず、冊子を制作した。4年度・5年度は規模縮小し実施。

(4) 負担金 (令和5年度栄東地区91,000円)

連町への単位町内会のうち区民行事分担金10円(加入一世帯あたり)を財源に栄東連合町内会が負担している。

(地域安全関係)

1. 防火委員会

(1) 概要

各消防署の関与で地域住民の自主防火活動の育成支援と防火思想の普及向上を目的に、昭和49年に設立され、概ね連町単位で組織されている。単位町内会からは、各1名が防火委員として選出(通常、防火担当の部長。連町からは会長、防火防犯部長、同副部長、女性部長が理事)。

(2) 事業内容

火災予防運動行事への協賛、防災訓練等各種消防訓練への参加、街頭キャンペーン等各種火災予防啓発活動の展開、防火研修会の実施、防火の旗・のぼりの掲出、幼年・少年消防クラブの育成協力、優良団体及び会員の表彰などがあり、委員の推薦、研修会や防災訓練、啓発物の配布などは、連町を通じて単町に依頼している。

(3) 負担金

連合町内会が1世帯あたり6円で負担(令和5年度64,380円)

(4) 事務局

東消防署予防課

(5) その他

- ① 春と秋の街頭キャンペーンが2回実施され、委員は参加を要請される。
- ② 街頭に掲出している「防火の旗」は、まちづくりセンターが要望を聞いたうえで配布している。

2. 東消防団栄分団

(1) 概要

消防団は、消防署と同じく区ごとに設置されている消防機関で、消防署は、機動力・即時対応力のある常備の消防機関であるのに対して、消防団は、動員力・地域密着性のある非常備の消防機関であり、お互いに協力しながら活動している。東区には10分団があり、栄地区分団は、栄東、栄西地区で構成する。

(2) 業務

団員は、特別職の地方公務員で普段は会社員や自営業、主婦、学生など、各自本来の仕事を持ちながら活動をしている。災害が発生した場合は、自宅や職場から出動する。

(3) 報酬

階級、勤続年数、出動などに応じた報酬が支払われる。

(4) その他

栄東連合町内会では、歳末に同分団の激励・差し入れを実施している。
年1回東区内の消防団の消防総合訓練が開催される(6年度は6月15日)。

3. 地域安全活動推進委員（東警察署生活安全課所管）

(1) 概要

委員は、東警察署、栄東交番と連携し、委員相互の連帯と協力のもと、ボランティアとして地域の安全と平穏を確保するための活動を行う。

(2) 委員

任期は3年。警察署から委嘱される。

(3) 主な活動

- 巡回パトロール、子どもの見守り活動
- 警察、防犯協会、防犯ボランティア団体等と連携した広報啓発活動
- 地域住民に対する犯罪等の情報や防犯対策に資する情報の提供
- 青少年の健全育成のための声掛け
- 犯罪等の認知時や不審者等発見時の通報
- その他地域の安全安心の確保に必要と認められる活動

注) このメンバーで青パト隊を組織し、連町でガソリン代（令和5年度9万円）を助成している。

4. 防犯協会（東警察署生活安全課所管）

(1) 概要

犯罪のない明るい社会を建設するため、地域の防犯思想の高揚を図り、自主的な防犯活動を進める。防犯広報、防犯診断、自主防犯パトロール、防犯研修などを実施。

(2) 負担金

連合町内会が、加入1世帯当たり6円を負担(2年度改定5円→6円、5年度実績68,365円)

(3) 地区が絡む主な事業

青パト隊出発式、特殊詐欺撲滅キャンペーンなどの協力。毎年、防犯功労者表彰がある。

5. 栄東交番連絡協議会（東警察署地域課所管）

(1) 概要

年1回程度開催で、交番等の活動状況、地域住民等に身近な犯罪等の発生状況、地域の抱える問題などを検討・協議する。

概ね10人程度で設置される。

(2) 委員

任期は2年（R5.4.1～R7.3.31）。東警察署から委嘱される。

6. 少年補導員

(1) 概要

警察から委嘱を受け、地域における街頭補導活動、有害環境浄化活動などの幅

広い非行防止活動を行う。各署に少年補導員連絡協議会を設けている。

(2) 対象となる少年

「少年」は、20歳未満の者（外国人少年を含む）

(3) 資格

- ① 委嘱時の年齢が18歳以上75歳未満であること。
- ② 少年の非行防止と健全な育成に熱意を有すること。
- ③ 少年警察活動に理解を有すること。
- ④ 補導員として必要な素養、能力等を有すること。
- ⑤ 補導員として活動する時間的余裕を有すること。

(4) 活動

- ① 不良行為少年の発見及び補導
- ② 非行集団の発見及び解体補導
- ③ 継続補導の受託
- ④ 非行少年、被害少年及び要保護少年の発見
- ⑤ 少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談）
- ⑥ 有害環境の排除
- ⑦ 非行少年、不良行為少年及び被害少年の立ち直り支援
- ⑧ 少年の体験活動の実施

(5) 報償費

年間4,500円（基本的にはボランティア）

7. 暴力追放運動推進協議会

各警察署の関与により地区の防犯意識の向上や防犯事業の推進を目的に区ごとに設置されている。

東署では、「札幌市東地区暴力団追放運動推進協議会」を設置。

年1回、北海道道暴力団追放道民大会、札幌地区暴力追放総決起集会を開催している。

8. ひのまる少年消防クラブ

(1) 概要

小学校4年生から6年生を対象に、少年少女の頃から火災に関する知識を身に付け、自分たちのまわりから火災を出さない環境を作ることを目的として設立され、概ね各出張所単位で設置されている。

(2) 補助金

連合町内会が年4万円を助成（クラブ員減少と活動中止などで4年・5年度助成実績なし）

(3) その他

連合町内会は募集・運営の協力団体となっている。

(交通安全)

1. 交通安全運動推進委員会（小倉利彦・会長）

(1) 概要

昭和 37 年 3 月の市議会において、全会一致で決議した「交通安全都市宣言」に基づき設置されたもので、交通安全教育や啓発活動の実施等、札幌市の交通安全運動全般を担っている。職員の人件費や事業費は、札幌市補助金で賄っている。10 区に区交通安全運動推進委員会を設置している。

(2) 主な事業

- 交通安全市民総ぐるみ運動：季節ごとに推進項目を定め、年 4 回の運動期間を設定。交通安全母の会、交通安全指導員等、町内会等と連携して、幹線道路での旗振り等の啓発活動を実施
- 交通安全教室：正しい交通ルールを身に付け、交通事故に遭わないよう、幼児・児童、高齢者を中心に交通安全教室を開催
- 交通安全だより等の広報活動：交通事故発生状況、交通安全に関する話題、啓発活動予定や実施状況等を掲載した交通安全だよりの発行や交通安全広報車による交通安全の呼びかけ、ポスター・チラシによる広報活動を実施
- 交通安全 DVD 貸出し：交通安全に関する DVD を無料で貸出し
- 交通安全の旗：年間、60 枚程度の交通安全の旗が区交通安全運動推進委員会から提供される。一部連町交通部で制作し、毎年、町内会の希望をとって配布している。

2. 栄東地区交通安全運動推進委員会（小倉利彦・会長）

(1) 概要

栄東地区内の交通事故を防止するため関係団体と緊密な相互連携を図り、効果的な交通安全運動を推進する。

区推進委員会と連動した交通安全運動のほか、自主的に地域の啓発活動などを行っている（交通安全街頭啓発や登下校の見守り等）。

交通安全街頭啓発は、栄東連合町内会との連名で単位町内会への協力依頼を行い、春夏秋冬の交通安全市民総ぐるみ運動の中で各 1 回の街頭啓発で単位町内会の協力要請がある。

女性部主体の交通安全母の会には、街頭啓発では季節ごとに各 2 回や自転車啓発などで依頼がある。

(2) 構成

地区内の交通安全指導員、交通安全母の会（栄東 1・2・3・4 分区）、東交通安全協会（栄東支部）、スクールゾーン実行委員会、栄東連合町内会等で構成する。

(3) 予算等

市の助成金（6 年度 市助成 119 千円、連町助成 20 千円で運営）

3. 栄東地区交通安全母の会（杉澤靖子・会長）

(1) 概要

「交通安全は家庭から」を合言葉に同じ地区に住むお母さんたちが協力し、家庭から交通事故の被害者も加害者も出さないための研修会や啓発を行う。

(2) 構成

各町内会の女性部長などで構成

(3) 補助金

札幌市交通安全運動推進委員会の補助金 45,000 円と連合町内会助成金 30,000 円。その他会費収入 1 人あたり 500 円で運営。

4. 交通安全指導員

(1) 概要

小学生の登下校時の指導や交通安全運動等のボランティア活動を実施する指導員。指導員は交通違反者の取締りや監視を目的とするために置かれるのではなく、自ら交通ルールを遵守し市民の模範となるよう努め、交通マナーを向上させるよう啓発する。また、地域における自主的な交通安全活動を推進するため、「地域交通安全活動の企画、参加、協力」「月平均 7 日以上小学生に対する登校又は下校指導」「担当小学校区における交通安全活動への参加」「歩行者、自転車利用者に対する安全通行指導」を行う。

(2) 選任

2 年ごとに連合町内会長が推薦し、札幌市交通安全運動推進委員会会長が委嘱する。推薦基準は、「札幌市に住所または勤務場所を有していること」、「推薦時前 3 年以内に悪質な交通違反または交通事故を起こしたことがないこと」など。活動時は、同委員会が貸与する制服、ヘルメットなどを着用。

なお、選任にあたっては地区内町内会、地区内小学校、同 PTA 等に推薦をお願いしている。

(3) 定員

地区内小学校に各 2 名と予備として 2 名の 12 名の選任が望ましいが、現在、7 名である。

(4) その他

指導員は全員、栄東地区交通安全運動推進委員会の構成員になっている。

同委員会が受け入れた助成金の中から制服の洗濯代(1 名あたり年間 8,000 円)などの支援を行っている(報酬はなく、ボランティアである)。

栄東地区には、東区交通安全指導員栄東支部(永井守・支部長)がある。

なお、栄東連合町内会から年間 2 万円の助成を行っている。

5. 交通安全協会（東警察署交通第一課所管）

(1) 概 要

警察庁交通局所管で全国、都道府県ごとに一般財団法人として設置し、交通の危険防止のための交道德の普及、交通安全の実現を図る。広報、指導者育成、表彰、事業所の安全運転管理、交通安全教材の刊行などを行っている。

(2) 東交通安全協会栄東支部(支部長：岸野弘美)

警察署管轄区域ごとに設置され、東署関係には東交通安全協会、栄東地区にはその支部として東安全協会栄東支部がある。交通安全協会への加入は、個人の任意である。

交通関係図

(その他)

1. クリーンさっぽろ衛生推進協議会

(1) 概要

各町内会から選出される「クリーンさっぽろ衛生推進員」と、推進員との連絡調整が役割の「クリーンさっぽろ衛生地域推進員」で組織されている団体である。協議会の事務局は、区清掃事務所に置かれている。

全市に各区の会長で組織した「クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会」を組織し、全市的な観点からの協議や連絡調整を図っている。

(2) 推進員の活動

推進員は、札幌市を清潔で住みよい街、「クリーンさっぽろ」を実現するため、地域において、「ごみステーションの排出マナーの周知・徹底」「道路・公園清掃などの環境美化の推進」「集団資源回収の実施などの、ごみ減量・リサイクルの推進」「研修会・表彰の実施」などを行っている。

(3) 主な事業

- ごみゼロの日キャンペーン
- 研修会、市長表彰・会長表彰
- ポイ捨て等防止キャンペーン

(4) 負担金

連合町内会が5年度年間27,230円を負担している。

2. 日本赤十字

(1) 概要

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界191の国と地域で活動する組織。日本赤十字社は、そのネットワークを構成する法人である。主な活動としては、災害や大事故などが発生したときの国内外の災害救護、赤十字病院の運営、輸血を必要とする方を支援する血液（献血）事業、救急法等の講習のほか、社会福祉事業などの幅広い活動を行っている。

(2) 運営経費

基本的には個人、地域団体、企業等の社資（社費（会費）と寄付金の総称）で賄われている。

特定の地域で被災された方々への国内義援金、被災国の赤十字が実施する被災者支援に活用される海外救援金、特定目的を定めない社費（会費）と寄付金などがある。赤十字の会員とは、日本赤十字社の目的に賛同し、支援する方で、会費として年額2,000円以上協力することで、個人・法人を問わず加入できる。

(3) まちづくりセンターとの関係

まちづくりセンターのセンター長は、日本赤十字社の事務委員として委嘱され、その活動財源となる社資（社費（会費）と寄付金の総称）の募集や地域交付

金などの交付を行う。社資は年度ごとに募集し、12月末が送金の期限である。

栄東地区では、6月の町内会長会議の際に、地域での寄付等をお願いしている。センターでは、寄付等の受付を行い、領収書を発行する事務を行い、受けた寄付は日本赤十字札幌地区本部に東区役所を通じて送金している。

このほか、地域では日赤奉仕団栄東分団などにも社資募集のお手伝いをお願いしている。

栄東地区令和5年度実績：512,500円

(4) 地区交付金

地区で集めた社資の当該年度実績の6%が地域交付金として2月ごろ交付される。この交付金は、連合町内会、民生委員・児童委員協議会、日赤奉仕団栄東分団の活動に助成している。

5年度実績：地域交付金 30,750円（522,300円×6%）

(5) 特別事業助成金

連合町内会単位において、赤十字運動の推進が図られる行事に対し、1事業3分の1以内、4万円（2事業、各2万円も可能）を限度に交付される。5年度、連合町内会では、3月に女性部が開催する早春女性の集い、社会福祉部が開催するシニア憩いの広場に活用している。

(6) 災害救助物資の配布

地区内で災害又は火災が発生した場合、罹災者に災害救助物資（毛布、日用品セットまたは緊急セット）を提供する必要があるときは、まちづくりセンターに配備している物資を配布する。

(7) 日赤奉仕団栄東分団（三上マリ子・分団長）

赤十字のボランティア活動を地域において実践するボランティアの団体で、概ね連合町内会ごとに結成されている。栄東分団は、災害救護、保健衛生に関する奉仕、社会福祉施設などへの奉仕を担う。地区本部交付金など活用した助成、バザーなどの事業収入などが主な活動財源である。

3. 共同募金会栄東分会

(1) 概要

全国一斉に行われる「赤い羽根共同募金」を担う連合町内会単位の組織である。

北海道では10月1日から翌年3月31日までの間（実質活動しているのは12月31日まで）、街頭募金活動などが行われる。

12月中は歳末たすけあい募金も併せて行っている。「中央共同募金会」を上部団体とし、市・区社会福祉協議会（事務局）が市及び区の集約を行っている。

募金は、市・区・地区社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス事業や、敬老事業、ボランティア育成事業、児童の事故防止、青少年の健全育成などに生かされるとともに、「共同募金地区分会活動費」が地区に交付される。

共同募金は、地域の福祉団体からの助成申請をもとに助成計画を策定し、地域ごとに課題解決に必要な使いみちの額を事前に決めてから寄付を募る計画募金である。

募金の概ね7割が募金された地域で使われ、残りの3割が広域での活動や災害時の備えなどに使われている。

(2) 募金額（令和5年度）

単位町内会等 1,027,000円 その他（街頭募金など）89,613円

合計 1,116,613円

(3) 交付金（5年度）

共同募金会から88,000円の交付を受け、連合町内会各分区に合計40,000円、他は街頭募金活動団体の交付金や事務費等に充当している。

注）令和6年度栄東地区社会福祉協議会に対する市社協の助成金172千円などは共同募金が原資となっている。



【共同募金会の組織図】

【Q&A】

Q:日赤募金と共同募金はどう違うのか。

A:日赤募金は、赤十字という世界的な活動の一環で、寄付等は主に災害救護を中心とした活動に使われています。これに対して共同募金は、主に地域内の福祉活動にかかる経費として助成などに活用されています。

⇒日赤＝災害救護 赤い羽根共同募金＝道内、市内の福祉活動の助成

4. 栄東地区統計調査員協議会（氏家俊春・会長）

(1) 概要

札幌市統計調査員協議会は、札幌市統計行政の推進に寄与することを目的に、昭和36年に統計調査員の組織化を目的に設立された任意団体。調査の担い手の組織化を行い、継続した調査員の確保を図っている。全市の組織として「札幌市統計調査員連合会」があり、その下、区単位で「区統計調査員協議会連合会（以下「区連」という。）」、地区ごとに「各地区統計調査員協議会（以下「地区統計協」という。）」がある。

(2) 活動

区連からの助成金などが財源であり、総会・懇親会、研修や親睦活動を行っている。

なお、個々の統計調査員は、市の依頼を受けて国の国勢調査や工業統計、商業統計、住宅・土地統計などに従事している。

5. 自衛隊協力会

(1) 概要

札幌市自衛隊協力会は、自衛隊に対する理解を深め、郷土の安全と自衛隊の健全な発展を期待し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的として設立されている。

(2) 自衛隊協力会栄東分会（分会長：栄東連合町内会長あて職）

市、区に協力会があり、連合町内会単位に分会が組織されている。

(3) 会費

年間1口1,000円であり、地区分会の幹事であるまちづくりセンター所長が取りまとめを行い、区に納付している。地区分会に対し交付金（納入会費の40%）が支給されるが、交付金は栄東連合町内会の収入として受け入れている。

(4) 活動

分会によっては、防衛施設見学会等を実施しているところもあるが、栄東地区では最近の実績はない。

自衛隊員の募集等で単位町内会での回覧等で協力している。

6. 食生活改善推進協議会

栄養の改善は、家庭の主婦自身が食生活を改めていく必要を自覚し、地域で自主的に活動していくことが大切との認識で地区組織活動を推進する方針から、地域保健法に基づき、各区保健センターが育成している。

7. 健康づくり推進協議会

市保健福祉部が有識者、関係団体などで組織した協議会。協議会の事業の一環として、健康さっぽろ21計画の推進などを目的に、各区保健センターは、健康づくり運動の実践に向け、地区に健康づくりリーダーを養成するなど、種々の事

業の中で地域実践を進めている。

連合町内会女性部もメンバーとして参加している。

8. スポーツ推進委員会

(1) 概要

スポーツ基本法に基づき、地域の体育活動の増進のために市長が依嘱するスポーツ推進委員で地域の様々な体育行事に関わっている。

(主な行事)

- 札幌マラソン、ひがしく健康・スポーツまつり、フロアカーリング(主催事業)

(2) 栄東地区の委員

令和6年4月1日から令和8年3月31日(2年間)で栄東地区から3名が栄東連合町内会で組織する推薦委員会の推薦で委嘱されている(1名欠員)。

(3) 報酬

月3,600円×12月。非常勤の特別職地方公務員の位置づけである。

9. 老人クラブ

(1) 概要

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行う。高齢者の知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることなどを目的とした地域を基盤とする高齢者の自主的な集まりである。

■一般社団法人 札幌市老人クラブ連合会

市内老人クラブの育成指導や連絡調整、調査研究、研修などを実施。会員は法人の目的に賛同する個人、団体で入会したもの。

■札幌市東区老人クラブ連合会

任意組織で区保健福祉課が事務局。パークゴルフ、研修会、共同募金活動、ボランティア活動を実施している。

■栄地区東区老人クラブ連合会

栄西、栄東地区の各老人クラブ連絡協議会の連絡組織。文化祭や共同募金などの活動を実施している。

■栄東地区老人クラブ連絡協議会(5クラブ)

地区の連絡組織(任意)。地区から区老連の理事を選考し、推薦。

- (2) 補助金 おおむね60歳以上の方が会員となり組織されるクラブで、会員数は30人以上のクラブに補助金がある。

会員数	基本額 (月額)	地域を豊かにする社会活動による加算額		交付額 (月額)
		会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への年間参加回数	加算額 (月額)	
30～49人	3,000円	0.5回未満	0円	3,000円
		0.5回～1回未満	700円	3,700円
		1回以上	1,400円	4,400円
50～79人	6,100円	0.5回未満	0円	6,100円
		0.5回～1回未満	1,350円	7,450円
		1回以上	2,700円	8,800円
80～99人	6,500円	0.5回未満	0円	6,500円
		0.5回～1回未満	1,400円	7,900円
		1回以上	2,800円	9,300円
100人以上	6,800円	0.5回未満	0円	6,800円
		0.5回～1回未満	1,500円	8,300円
		1回以上	3,000円	9,800円

※会員一人当たりの地域を豊かにする社会活動への参加回数

= 老人クラブが行う地域を豊かにする社会活動への年間延べ参加者数 ÷ 各クラブの会員数

(3) 老人クラブ 日の丸クラブ、栄輪会、大栄寿会、栄町団地幸友会、栄さわやかクラブ

II 補助金・助成金（町内会関係）、その他

1. 住民組織助成金

(1) 住民組織助成金とは

地域住民相互の連帯感の醸成を図り、心のふれあう温かい地域社会の形成に資することを目的として、町内会等の自主的な運営や活動を支援するための助成金。地域振興助成金（連合町内会助成金、単位町内会助成金）、地区会館維持管理助成金（栄東地区は該当の地区会館なし）がある。

当該年の1月1日現在の各町内会・自治会の加入世帯数等に応じて次の基準で交付される。

○ 連合町内会助成金＝均等割額（1連合町内会につき90千円）＋世帯割額（1世帯につき120円）×加入世帯数

○ 単位町内会助成金＝基準割額（別基準の22ランクで6千円～88千円）＋世帯割額（1世帯につき260円）×加入世帯数

(2) 交付方法

住民組織助成金の申請は一括栄東連合町内会が行う。

単位町内会への助成金交付事務の流れは次のとおりである。

- 概ね4月20日前後を期限に、年度当初、前年度の補助金の収支決算書を提出

- 助成金の実績報告書の内容確認のため、各単町の総会資料、役員名簿等を提出
- 上記資料をもとに助成金の請求を栄東連合町内会が行い、概ね6月中旬ごろ連合町内会に一括助成金が概算で交付される。
- 6月下旬に当該年度助成金がまちづくりセンターを通じて現金給付
- 各単町は受領書を提出（栄東連合町内会がそれらを取りまとめて、2カ月以内に助成金受領報告書を区地域振興課に提出する）

[連町分担金・区民行事負担金との相殺]

- 連合町内会が助成金の一括交付を受けるので、事務処理の効率化のため、連町の会費や区民行事負担金と相殺して助成金を交付している。
- 相殺の内訳は3月の町内会長会議及び6月の町内会長会議（助成金や相殺の確定版）でお知らせしている。

■参考：住民組織助成金算定基礎

別表1

1	地域振興助成金		
(1)	連合町内会助成金		
ア	均等割	1連合町内会につき	90千円
イ	世帯割	1世帯につき	120円
(2)	単位町内会助成金		
ア	基準割	別表2による(22ランク)	
イ	世帯割	1世帯につき	260円
2	地区会館維持管理助成金(省略)		

別表2

区 分	基準割額	区 分	基準割額
～ 50世帯	6,000円	1,401～1,600世帯	48,000円
51～100	12,000	1,601～1,800	52,000
101～200	18,000	1,801～2,000	56,000
201～300	22,000	2,001～2,200	60,000
301～400	24,000	2,201～2,400	64,000
401～500	26,000	2,401～2,600	68,000
501～600	28,000	2,601～2,800	72,000
601～800	32,000	2,801～3,000	76,000
801～1,000	36,000	3,001～3,200	80,000
1,001～1,200	40,000	3,201～3,400	84,000
1,201～1,400	44,000	3,401～	88,000

2. ごみステーション管理機材の購入費助成(令和4年度から増額)

地域住民が共同で使用する家庭系ごみステーションを実質的に管理している団体等(例えば町内会・自治会)には、次の3つの機材について助成制度がある。

<p>ごみ飛散防止ネット 購入価格の2分の1 (上限11,000円) ※100円未満の端数 切捨て</p>	<p>1. ごみを覆い、ごみの飛散・散乱などの防止に使用するもの 2. ネットの周囲を鉛入りロープなどで補強し、強風等によるごみの飛散を防止できる重さがあり、網目の一辺の長さが15mm以下のもの</p>
<p>カラスよけサークル 購入価格の2分の1 (上限16,000円) ※100円未満の端数 切捨て</p>	<p>1. ごみの周囲を囲い、ごみの飛散・散乱などの防止に使用する耐久性のある板状等のもので、上部及び底部が開放されているもの 2. 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げないよう、高さ75cm以内のものであって、収集後は、幅90cm以内の大きさに片づけられるもの ※材料のみを購入し自作する場合も対象となる。(ただし、材料のみを購入する場合は、45cm×60cmの合板等12枚分を1基とみなし、連結用のひもなどの付属品及び材料の加工料等は含まない。)</p>
<p>折りたたみ式箱型器材 購入価格の2分の1 (上限30,000円) ※100円未満の端数 切捨て</p>	<p>1. ごみの周囲及び上部を囲うために用いる20kg以下かつ耐久性のある箱型の形状のもので、簡易に組み立て及び折りたたみができるもの 2. 周辺の安全かつ円滑な通行を妨げない大きさに折りたためるものであり、高さ90cm以内のもの。ただし、高さ75cmを超えるものは、収集時にいずれかの側面が開放できる構造のもの ※収集後は折りたたんで、適正に管理することが助成要件になりますので、不適正排出による残置物が発生しない、排出マナーの良好な地域でご利用ください。 ※なお、自作の折りたたみ式箱型器材の材料費は助成対象となりません。</p>

注) 今年度は、令和7年3月7日までの間に東清掃事務所に申請書を提出し、交付決定を受け、令和7年3月31日までに購入することが必要です。ただし、予算額に達した時点で締め切りとなる。(購入前に申請が必要です)

3. さぼーとほっと基金

(1) 概 要

町内会やNPO、ボランティア団体などの活動費等を支援する基金で、札幌市民、団体、企業の皆さんからの寄付によって運営されている。寄付する側も確定申告により税控除を受けられたり、企業は損金算入できたりする税の優遇措置が受けられるメリットがある。

助成を受けるには、事前に団体登録をすることが必要である。

(2) 助成内容

団体指定助成と分野指定・テーマ指定助成などがある。

団体助成は、寄付者が団体を指定するもの。例えば、〇〇町内会のなつまつりを支援するために寄付する場合などである。食糧費などは対象外であるが、基本的には補助率が100%となっている。地元企業になつまつりの支援要請し、この基金を通じて寄付してもらおうという使い方もできる。

分野指定は、「保健、医療、福祉の増進」「まちづくりの推進」「文化・スポーツ・観光・経済等の振興」「子どもの健全育成」4分野から選ばれた寄付による助成。基本的には2分の1助成である。

テーマ指定助成は、札幌市のホームページを確認ください。

4. 札幌市地域活動保険

令和5年7月から次のような保険が創設された。

町内会の負担はなし。

(1) 概 要

市内で地域活動を実施する市民（以下、「活動者」という。）が、地域活動中に過失により損害賠償責任事故を生じさせた場合に、活動者が負担する法律上の賠償責任を補償する。また、活動者が地域活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって傷害が生じた場合に、活動者に対し保険金を支払う。

(2) 保険契約者

札幌市

(3) 補償内容

賠償責任補償（てん補限度額）

身体賠償	1名	1億円
	1事故	5億円
財物賠償	1事故	1,000万円
保管物賠償	1事故	500万円

免責金額（自己負担額） なし

傷害補償（保険給付限度額）

死亡	1事故1名あたり	500万円
後遺障害	1事故1名あたり 後遺障害の程度により	20万円～500万円
入院	1事故1名あたり 1日（180日限度）	3,000円
手術	1事故1名あたり （1回限度）	手術の程度に応じた定額
通院	1事故1名あたり 1日（90日限度）	2,000円

(4) 保険対象期間

令和5年7月1日から通年

(5) 保険対象の団体・活動等

地域活動団体又は個人が自主的に行う別表に定めた公益性のある奉仕活動で、報酬（実費弁償相当を除く。）を受けない継続的・計画的な、日本国内で行われる活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動を除く。

地域活動団体とは、自治会、町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等、地域を基盤として設立され、主に地域住民を構成員として市内に活動の本拠地を置き、継続的・計画的に地域活動を行っている団体等をいう。

地域活動者（以下「活動者」という。）は、地域活動団体において地域活動を実践する者（地域活動団体において、地域活動の計画立案及び運営の指導的立場にある者又はこれに準ずる者を含む。）及び個人で地域活動を実践する者で、市内に在住、通勤又は通学している者をいう。なお、個人で地域活動を実践する者とは、地域活動団体や市の募集に応じて地域活動をする者をいう。

(6) 対象となる事故

- ① 損害賠償責任事故 地域活動中の活動者が、活動者の過失により、地域活動中の活動者若しくは第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該活動者や地域活動団体が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償を除く。）を負う事故をいう。

※札幌市が加入する保険であるため、札幌市に損害を与えた場合、保険適用がないので注意が必要である（例えば、ひのまる公園を借りたイベントでグラウンドが轍になって復旧を求められたケースでは、保険適用はなかった）。

- ② 傷害事故 地域活動中（地域活動を行う場所と居住地との往復経路を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、地域活動中の活動者が死亡又は負傷した事故（熱中症（熱射病・日射病）、細菌性・ウイルス性食中毒及び低体温症 を含む。）をいう。

(参 考)

道町連共済と札幌市地域活動保険の比較

		北海道町内会連合会（道町連）共済	札幌市地域活動保険
加入者		町内会の役員	町内会員
保険料		1人につき200円	札幌市が負担
保障の対象者		町内会活動中の役員。 ※同居家族が変わって役員の活動に参加した場合は、その家族が対象に（たとえば、班長の夫が忙しく、妻が町内会の会費を徴収中にケガをした場合）	町内会の活動中の町内会員（町内会が募集したボランティアも対象）。ただし、例えば、町内会のお祭りで運営ではなく、単に参加しただけの町内会員がけがをした場合は対象外。
対象となる活動例		<ul style="list-style-type: none"> ●町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動 ●総会、役員会等の会議や町内会の研修会等 ●町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等 ●広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等 ※活動を行うため自宅から会場の往復も対象（途中スーパーに寄るなど経路を外れた場合は対象外）	対象となる活動は左記と同じ
見舞金等	医療費	治療のために被害者が実際に負担した医療費（例えば、捻挫をして3日通院し、医療保険の3割負担が合計1万2千円としたら実際に支払った額。医師の指示による薬代・補装具代を含む）。 ※支給上限は10万円（大けがで3か月入院し、3割負担が16万円かかったとしても10万円で打ち切り）	医療費の補償はなし
	医師等の診断書	1事故5000円限度に実費支給	
	通院給付金	保障なし	1日当たり2,000円（90日限度。事故後180日以内での実際にかかった日数）
	入院給付金	保障なし	1日当たり3,000円（180日限度。事故後180日以内での実際にかかった日数）
	手術給付金	保障なし	手術の程度に応じた定額
	死亡保障（見舞金）	見舞金A:200万円（活動中における外因・外傷による事故発生後180日以内の死亡） 見舞金B:10万円（活動中の外因・外傷ではないが、活動中例えば心臓発作で倒れ24時間以内に死亡の場合）	傷害事故が原因で事故の日から1名500万円（180日以内に死亡した場合）
	後遺障害補償（見舞金）	最高200万円（程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合）	20万円～500万円（事故の日から90日以内に発生）
賠償責任補償（活動中に他人の身体や物に損害を与えた場合の補償）		破損事故見舞金10,000円（防災訓練時、テントが風で飛ばされ、駐車中の車を傷つけたなど）	身体賠償1名1億円（1事故5億円） 財物賠償1事故1000万円 ○ 設営したテントが強風で飛ばされ、他人の車に衝突 ○ 草刈り機で石を飛ばし、車や建物のガラスを損壊（委託業務は対象外） ○ イベントで使用したレンタルテーブルを傷つけた。

※地域活動保険の賠償責任補償は、札幌市の財物、町内会所有の財物は対象外

5. 町内会アドバイザー派遣制度

町内会運営に関わる課題や悩み事を、アドバイザーに相談し助言や支援を受けられる。課題に対して対応策を検討したり、その対応策についてアドバイザーの助言を受けたりするもので、助言を受けながら実践することも可能である。

支援の対象となるのは単位町内会または連合町内会で、1地区につき1つのテーマを3～5回の範囲で支援する。

<実践事例>

- 町内会紹介ガイドの作成支援
- 事業や組織の見直し支援
- イベントの企画・実施支援
- SNSによる情報発信支援
- 町内会のビジョンの作成支援
- 役員の担い手不足の解消に向けた支援

6. 表彰制度

(1) 町内会関係（連合町内会表彰、東区長表彰、市長表彰）

毎年12月ごろに各町内会に推薦依頼をし、連合町内会名で区に推薦をしている。通常は、連合町内会定例総会時に表彰を行っている（令和2、3、4、5年度は町内会等を通じて伝達）

注）慣例的に、連合町内会長表彰、東区長表彰、市長表彰と段階を経て推薦している。

■ 連合町内会長表彰の基準

- | |
|--|
| <p>(1) 次の要件に該当すると認めた者</p> <p>ア 5年以上本会の役員（会長を含むすべての役職者をいう。）としてその職にある者又はあった者</p> <p>イ 本会の事業の推進、施設の設置等について特にその功績大であると認めた者</p> <p>ウ 地区の発展助長に寄与し、その活動が永続性を有し、他の範とするに足る団体</p> <p>(2) 単位町内会長から推せんのあった者で次の要件に該当すると認めた者</p> <p>ア 単位町内会の会長又は顧問として6年以上（高齢等で再度単位町内会の一切の役職に就く見込みのない者又は在職中死亡した者は4年以上）その職にある者又はあった者で、その活動が広く地域社会におよび行状が特に顕著で真に他の範とするに足ると認めた者</p> <p>イ 単位町内会の副会長、役員（部長及びこれに準ずる者をいう。）又は相談役として8年以上（高齢等で再度単位町内会の一切の役職に就く見込みのない者又は在職中死亡した者は6年以上）その職にある者又はあった者で、その活動が広く地域社会におよび行状が特に顕著で真に他の範とするに足ると認めた者</p> <p>ウ 単位町内会の副会長、役員又は相談役として6年以上その職にある者又はあった者で、この間、2年以上本会の役員の職にある者又はあった者</p> <p>(3) その他役員会で必要と認めた者</p> |
|--|

■ 東区長表彰の基準

第3条 表彰状は、町内会等の役員その他地域振興に資すると認められる活動を行う団体の役員が、その活動を通じて、善行その他公共のために尽くし、区民の模範となると認められる場合に贈呈する。

2 感謝状は、町内会等の役員がその活動を通じて、著しく市政に寄与し、次の各号のいずれかにあてはまる場合に贈呈する。

(1) 別表に掲げる在職年数を満たした場合

(2) まちづくりセンター及び地区会館の建設等にあたり、札幌市（東区）に2万円以上の寄付（相当物件を含む。）をした場合

3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合は、感謝状を贈呈する。

（被表彰者の推薦）

第4条 前条の規定により表彰を受けようとする場合は、町内会及び自治会の役員にあつては原則として当該地区の連合町内会長が、その他の団体の役員にあつては当該団体の代表者が書面により区長に推薦するものとする。

（東区長表彰基準の別表）

年 数		在職年数	高齢等で再度役員になる見込みのない者又は役員在職中死亡した者の在職年数
役 職			
A	町内会	連合町内会 顧問 連合町内会 会長	以上
	町内会に類する団体	市全域に活動の広がりをもつ団体の代表者	2年
B	町内会	連合町内会副会長	5年
	町内会に類する団体	市全域に活動の広がりをもつ団体の代表者 区全域に活動の広がりをもつ団体の代表者	
C	町内会	連合町内会役員 単位町内会顧問 単位町内会会長	7年
	町内会に類する団体	区全域に活動の広がりをもつ団体の代表者 区全域に活動の広がりをもつ団体の代表者	
D	町内会	単位町内会副会長 単位町内会役員	10年
	町内会に類する団体	連合町内会範囲に活動の広がりを持つ団体の役員 単位町内会範囲に活動の広がりを持つ団体の代表者	

備考 単位町内会役員とは、部長及びこれに準ずる者とする。

■ 市長表彰の基準

2 町内会及び自治会等の代表者（以下「代表者」という。）で、次の各号の一に該当するときは表彰することができる。

- (1) 代表者として就任した期間が継続して10年以上のとき。
- (2) 地区内の公益的役員から引続いて代表者に就任し、その通算した期間が10年以上でその功勞が著しいものであること。
- (3) 前項の年数に達しない場合であっても市長が特に必要と認めたとき。

注) 代表者：町内会長、自治会長で副会長、部長等の役員は対象になっていない。

(2) 東区ボランティア活動実践者表彰

東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会による表彰で、毎年、1 団体(もしくは個人)の推薦依頼が連合町内会にある。4 つの分区で均等に表彰されるよう分区長に調整をお願いしている(毎年12月ころ推薦依頼、1月末に推薦)。

表彰式は、5月ごろの東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会総会において実施。

■ 表彰基準

- (1) 東区で永年にわたり、地域のごみステーション及びその周辺の清潔保持に尽力している個人または、団体。
- (2) 以前にクリーンさっぽろ衛生協議会表彰及び市長表彰を受けた個人及び団体は推薦対象から除く。
- (3) 選考人数及び団体数は、各連合町内会、連絡協議会から1名または、1団体とする。

(3) その他

- ① 共同募金運動功績者表彰(団体、個人)：当該年度の募金額が顕著である、または募金運動の顕著な功績があったものに贈呈される。
- ② 防犯功勞者表彰：東防犯協会から毎年推薦依頼がある。地域安全活動推進委員や青パト隊のメンバーを中心に推薦している。
注) 永年防犯パトロールを継続している町内会(例えば、5年以上年2回継続して防犯パトロールを実施しているなど)も団体表彰の対象になるので、随時まちづくりセンターにご相談ください。
- ③ 自治振興功勞者表彰：地域活動の実績を勘案して札幌市が独自に決定している(連合町内会長、副会長、女性部長などが区で毎年2,3名表彰されているが、地区で推薦しているものではない)

7. 個人情報の取り扱いについて

栄東連合町内会と栄東まちづくりセンターでは、次のような個人情報を収集しているが、次のような取り扱いをしているのでご承知いただきたい。以下について異議がある場合は、栄東まちづくりセンターまでお申し出いただきたい。

(1) 連合町内会役員名簿・町内会長名簿

毎年、4月に氏名、住所、電話番号を把握し、「連合町内会役員名簿」「町内会長名簿」を作成している（年度途中に変更があれば随時該当の情報を更新）。

この名簿は、次のように活用している。

- ① 取扱注意を明記して、連合町内会・町内会長会議で配布（役員や町内会長間の連絡のため）
- ② 札幌市に提供（市各部局からの役員・町内会長への案内発送などのため）
- ③ 栄東地区小中学校に提供（スクールゾーン実行委員会、中学校青少年健全育成推進会、各学校の入学式、卒業式、運動会等の行事案内のため。校長・教頭・担当教員のみで活用し、コピー等共有しないよう取扱注意を求めている）
- ④ 栄東交番など東警察署への提供（町内会エリアにおける警察業務の問い合わせや交番連絡協議会などの案内連絡などのため）
- ⑤ まちづくりセンターに集約した回覧物の配達業者に配達先の町内会長、役員を抽出して配送リストを作成提供している（取り扱い注意を明記）。

(2) 町内会役員名簿

毎年、4月に氏名、住所、電話番号を記載した役員名簿を提出いただき、ファイルにして紙のまま鍵のかかるキャビネットで保管している。

町内会の該当役員への連絡など、まちづくりセンター業務で必要な場合に活用しているが、基本的に同意なく、他機関等に提供することはない。

(3) 防火委員会、クリーンさっぽろ推進員名簿

毎年、4月に氏名、住所、電話番号を把握し、防火委員名簿は札幌市東消防署に、クリーンさっぽろ衛生推進員名簿は札幌市東清掃事務所に提供している。両機関は、会議案内、行事案内等で活用している。町内会長会議で提供しているが、町内会名・氏名のみとしている（6年度から住所、電話番号は削除）。

(4) 民生委員・児童委員名簿、青少年育成委員名簿、その他地域活動団体名簿

変更があった都度、氏名、住所、電話番号を把握しているが、所管の札幌市の部局に提出するほか、地区の小中学校の会議案内用などで代表者などをお知らせする以外は、同意なく外部に提供していない。

なお、事件・事故など警察業務の問い合わせなどで必要がある場合は、個別に提供する場合がある（代表や該当住所の担当者などで、名簿全部を提供することはない）。